（河川法施行規則の一部改正）

第三条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令別表（一）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等） **第十八条の十**　令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項若しくは第四項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 二　（略） 2　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第四十一項の規定による要請 二　（略）	（令別表（一）項から（十）項までに掲げる処分等に類する処分等） **第十八条の十**　令別表（十二）項上欄に規定する国土交通省令で定める処分又は届出は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第十八条第三項（第八十七条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付 二　（略） 2　令別表（十二）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　し尿浄化槽に係る建築基準法第九条第一項若しくは第十条第三項の規定による命令又は同法第十八条第二十五項の規定による要請 二　（略）

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第四条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（指定確認検査機関に係る指定区分） **第十五条**　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。 一　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認等（法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認及び法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第二号及び第二十九条第三項において同じ。）の規定による審査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定 二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査（法第七条の二第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号及び第八十条第一項において同じ。）及び法第十八条第二十三項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）及び中間検査（法第七条の四第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）及び法第十八条第三十二項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第二十八条第一項第四号において同じ。）の検査をいう。以下この条及び第十六条において同じ。）を行う者としての指定	（指定確認検査機関に係る指定区分） **第十五条**　法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。 一　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。）の建築確認を行う者としての指定 二　床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物の完了検査及び中間検査を行う者としての指定